

鹿児島県立垂水高等学校いじめ防止等基本方針

目 標

- 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことの理解を促し、生徒一人一人がお互いの人格を尊重し合い、心の通う人間関係を構築する能力を育てる。
- 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」との認識を持ち、全校体制で生徒をきめ細かく見守り、「いじめ」の未然防止や早期発見・対応に取り組む。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、全職員での共通理解を図り、いじめたと思われる生徒に対して事情を確認し適切に指導する。

いじめ防止対策委員会

- 【構成委員】
- | | | | | | |
|-----|------------|--------|--------|------|-------|
| 委員長 | 校長 | | | | |
| 委 員 | 教頭 | 生徒指導主任 | 生活指導係 | 学年主任 | 教育相談係 |
| | スクールカウンセラー | 養護教諭 | (該当担任) | | |
- 【活動内容】
- ・いじめの未然防止に向けた年間を通じた取組の推進・検討
 - ・いじめの早期発見・早期解決
 - ・いじめに関する情報の共有と組織的な対応
 - ・教職員の資質向上のための校内研修
 - ・いじめ問題発生時の生徒の支援、対応等の検討

PTAとの連携

- PTA総会等での呼び掛け
- 保護者との連携
- PTA執行部からの働きかけ
- 安心安全メール等による情報提供

学校の取組

- 未然防止
 - ・いじめ問題に関するLHRの実施
 - ・教育相談の実施
 - ・スクールカウンセラーとの面談
 - ・いじめ防止に関する講話の実施
 - ・生徒会によるいじめ防止活動（あいさつ運動等）
- 早期発見・早期対応
 - ・いじめ実態調査の実施（毎月）
 - ・いじめ防止対策委員会の開催
 - ・いじめ実態調査結果の共通理解
 - ・いじめ問題に関する研修等の実施（教職員の資質向上）
- ・いじめ問題発生時の対処方法の作成

県教育委員会との連携

- 高校教育課（学校教育生徒指導班）との連携

関係機関との連携

- 警察署・派出所との連携（スクールサポーターを含む）
- 児童相談所との連携